

2016年7月15日

バーゼル銀行監督委員会市中協議文書「不良債権と条件緩和の定義」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から4月14日に公表された「不良債権と条件緩和の定義」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。また、金融機関に於ける信用リスクの適切な把握、規制当局や投資家にとっての比較可能性向上等の観点から、貴委員会による不良債権と条件緩和債権の定義に向けた取り組みを歓迎する。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがBCBSにおけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

1. 不良債権の区分は債権単位と債務者単位の双方を許容すべき

本市中協議文書上、パラグラフ19において、リテール以外の債務者については、債権単位でなく債務者単位で不良債権を区分することが提案されている。

しかしながら、パラグラフ24において、不良債権の定義の1つに「会計上減損と判断された債権」が挙げられているが、主要な会計基準の中には、債権単位での区分を求めるものも多いため、本市中協議との不整合が生じることとなる。それにも関わらず、本市中協議文書によって、リテール以外の債務者について、不良債権の区分が債権単位でなく債務者単位に統一されると、会計上の区分とバーゼル規制上の区分が異なるケースが生じ、却って本市中協議文書の目的の一つである比較可能性の向上に悪影響を与える可能性がある。

特に、信用リスク管理の実務においては、債務者単位がベースとなる一方、ノンリコースローン等、債権単位での不良債権区分・開示が馴染むものも混在している。そうしたなかで、不良債権区分を債務者単位に統一すれば、正常なノンリコース債権までが不良債権として区分され、マーケットに対して実態と異なる情報開示に繋がる懸念がある。また、債権単位では正常債権であるにも関わらず、バーゼル規制上不良債権と区分されれば、銀行実務上も不良債権として対応せざるを得なくなる可能性がある。

以上を踏まえれば、不良債権区分の開示については債務者単位での区分だけでなく、債権単位での区分も許容すべき。

2. 条件緩和の定義について

条件緩和エクスポージャーからの出口基準に関する定義の見直し

市中協議文書のパラグラフ 41 では、条件緩和エクスポージャーの出口基準 (exit criteria) として、(i) 1年間以上連続した支払期間 (プロベーション期間) に、条件緩和後の条件通りに元利金を返済し、かつ(ii) 財政的困難を解決した場合に、条件緩和を解除できると定義している。

この点、金融機関が返済の蓋然性を十分に検証可能な場合にも関わらず、画一的にプロベーション期間の返済を出口基準とすることは適切でないと考えられる。条件緩和に伴う返済計画を検証の結果、元利金を変更後の条件通りに返済する蓋然性が十分にあると認められる場合は、プロベーション期間に関わらず、条件緩和からの解除を可能としてはどうか。

なお、プロベーション期間について1年以上としているのは「多くの法域が観察期間を1年以上としている (パラグラフ 130)」という理由であるが、合理的な裏付に欠けると言わざるを得ない。出口基準は債務者の信用状態や返済状況等を勘案し、総合的・実態的に判断することにしてはどうか。

以 上